
南魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業
に係る見積等調査

見積提案書提出要項

令和7年2月

南 魚 沼 市

目 次

第1章	本見積実施の目的	1
第2章	対象事業の概要	2
1	事業名称	2
2	事業予定地	2
3	事業手法	2
4	事業期間	2
5	事業スケジュール（予定）	2
6	業務範囲	2
7	事業者の収入（市からの支払分）	3
8	余熱利用について	4
9	本施設から発生する副生成物の取扱いについて	4
10	官民のリスク分担	4
11	モニタリング	5
第3章	見積提案に関する事項	6
1	本見積実施スケジュール	6
2	本見積の参加資格要件	6
3	見積提案書等の提出に関する手続	6
4	見積提案書提出に関する留意事項	9
	【別紙1】官民のリスク分担（案）	10
	【別紙2】提出資料	12
	【別紙3】単価表	14

第1章 本見積実施の目的

南魚沼市（以下「市」という。）は、エネルギー回収型廃棄物処理施設（南魚沼市新ごみ処理施設。以下「本施設」という。）の整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、設計・建設から運営までを一括して発注する DBO 方式により実施する。

「南魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査」（以下「本見積」という。）は、本事業の事業条件の検討並びに事業実施にあたり、次に掲げる事項を目的として実施するものである。

- ① 事業条件に関する意向の把握
- ② 事業費確定のための見積徴取
- ③ 事業者募集資料作成のための情報収集

「南魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査 見積提案書提出要項」（以下「提出要項」という。）は、市が本見積に参加する民間事業者（以下「見積参加者」という。）に対し、本見積における見積提案書を作成する際の指針として配付するものである。見積参加者は、提出要項の内容を踏まえ、本見積に必要な書類を提出するものとする。また、提出要項に併せて参加資格を有する者に対して、次に示す資料を配付する。これらも提出要項と一体の資料とし、「提出要項等」と定義する。

- ・ 南魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 見積要求水準書（以下「見積要求水準書」という。）
- ・ 南魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査 様式集（以下「様式集」という。）

なお、これらの資料は、見積等調査のためのものであり、今後の検討により、内容が変更される場合がある。

本見積は、上記に示す見積要求水準書に基づき作成すること。

第2章 対象事業の概要

1 事業名称

南魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業

2 事業予定地

新潟県南魚沼市島新田 764 地内

3 事業手法

本事業は、市の所有となる本施設の設計・建設及び運営・維持管理業務を事業者が一括して行う DBO (Design Build Operate) 方式にて実施する。

落札者は、単独又は建設共同企業体を設立し、本施設の設計・建設及び解体工事に係る業務（以下「設計・建設業務」という。）を行う。本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

落札者の構成員は、特別目的会社（SPC）を設立し、20 年間の運営期間にわたって本施設の運営に係る業務（以下「運営業務」という。）を行う。

4 事業期間

事業期間は、以下のとおりである。

事業期間：事業契約成立日（令和 8 年 9 月予定）から令和 33 年 3 月 31 日まで

設計・建設期間※：事業契約成立日（令和 8 年 9 月予定）から令和 13 年 3 月 31 日まで

運営期間：令和 13 年 4 月 1 日から令和 33 年 3 月 31 日まで（20 年間）

※設計・建設期間について、上記期間で不足する場合は、様式第 15 号の「設計・建設期間に係る提案書」を提出のこと。

5 事業スケジュール（予定）

ア 実施方針等の公表	令和 7 年 8 月
イ 特定事業の選定の公表	令和 7 年 10 月
ウ 入札公告	令和 7 年 11 月
エ 入札提案書類提出	令和 8 年 4 月
オ 落札者の決定	令和 8 年 6 月
カ 運営事業者（SPC）の設立	落札者の決定後速やかに
キ 仮契約の締結	令和 8 年 8 月
ク 事業契約の成立（議会の議決）	令和 8 年 9 月

6 業務範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、見積要求水準書を参照すること。

(1) 設計・建設業務

ア 本施設の設計・建設業務

(ア) 設計・建設業務

本施設建設工事の設計・建設業務

(イ) その他関連業務

循環型社会形成推進交付金申請を含む許認可申請に係る資料作成及び支援（関連機関と

の協議を含む。) ほか「(ア) 設計・建設業務」に関連して必要となる業務

イ 本施設建設工事に必要となる解体工事

(ア) 解体工事業務

旧し尿処理施設の地下部分の解体工事業務

(イ) その他関連業務

「(ア) 解体工事業務」に掲げる解体工事に係る許認可申請に係る資料作成及び支援(関連機関との協議を含む。)ほか「(ア) 解体工事業務」に関連して必要となる業務

(2) 運営業務

ア 本施設の運営業務

事業者の業務範囲の概要を以下に示す。なお、事業者の業務範囲の詳細は、見積要求水準書を参照すること。

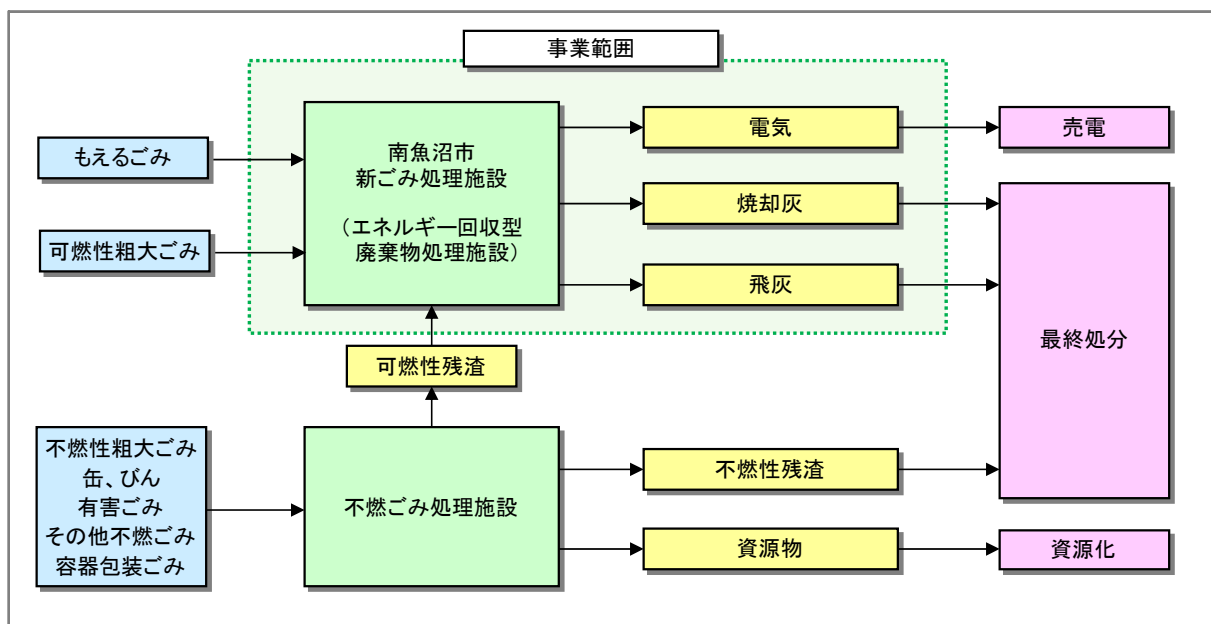


図 1 業務範囲の概要

イ その他関連業務

本施設の運営業務に係る許認可申請に係る資料作成及び支援(関連機関との協議を含む。)ほか「ア 本施設の運営業務」に関連して必要となる業務

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における技術管理者は、事業者の所属とし施設の維持管理を行うとともに、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者については設計・建設業務の段階から事業者が配置するものとする。

7 事業者の収入(市からの支払分)

本事業における事業者の収入は、以下の対価から構成される。なお、本施設で受け入れる一般廃棄物に係る廃棄物処理手数料は、市の収入とする。

(1) 設計・建設業務に係る対価

市は、事業契約に基づき、設計・建設業務に係る対価を事業者を支払う。

(2) 運営業務に係る対価(運営業務委託料)

市は、事業契約に基づき、変動費用(廃棄物搬入量に応じて変動)、固定費用及び各年度の補

修業務に要する費用の構成で運營業務委託料を事業者に支払う。

(3) 物価変動等による対価の改定等

ア 物価変動等による対価の改定

運營業務に係る対価については、予め各費用に対応した物価変動等の指標を設定し、年 1 回改定の有無の確認を行うものとし、改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、一定の割合（具体的には入札公告時に示す。）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。

また、設計・建設業務に係る対価については、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で事業者から申出等があった場合には、誠意をもって協議を行うものとする。なお、スライド条項の適用に対し、契約金額の基準となる時点は、事業契約成立日とする。

イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運營業務期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、市の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、市が改定内容にあわせて負担する。

ウ その他例外的な見直しについて

固定費用、変動費用を構成する費目のうち、アによる見直し方法が適当でないと市が認められた費目については、市と事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

8 余熱利用について

事業者は、本施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電等を行い、本施設内で有効利用するとともに、隣接する金城の里に送電する。

余剰電力は、電力会社等に売電を行うものとし、売電収入については、市の収入とする。

9 本施設から発生する副生成物の取扱いについて

(1) 焼却灰、飛灰

本施設から発生する焼却残渣（焼却灰、飛灰）については、市の責任において最終処分を行う。

(2) 剪定枝

本施設で受け入れた剪定枝（60 c m以上）については、市の責任において資源化を行う。

(3) 処理不適物及び処理困難物

本施設においてやむを得ず発生した処理不適物及び処理困難物については、市の責任において処分等を行う。

10 官民のリスク分担

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設的设计・建設及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者との責任分担は、原則として「【別紙 1】官民のリスク分担（案）」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札公告時に事業契約書（案）にて示す。

1.1 モニタリング

市は、契約に基づき提供される業務の実施状況を確認するため、次のとおり監視を行う。

(1) 業務実施状況

市は、事業者が提出する図面、報告書等により、事業者の業務実施状況を監視するとともに、随時、現地調査等による確認を行う。

(2) 業務の改善勧告

市は、事業者が事業契約書及び要求水準書を充足していないことが判明した場合、事業者に対し改善勧告を行い、一定期間内に、改善策の提出、実施を求めることができる。

市は、事業者に対して改善勧告を行った場合、事業者に支払う業務の対価を減額することができる。

また、市の改善勧告にもかかわらず、事業者が改善策を提出せず又は改善策を実行しない場合、市は自ら改善を行い、その費用を事業者に求償することができる。

(3) セルフモニタリング

事業者は、事業期間中、セルフモニタリングを行うものとする。詳細は事業契約締結後、セルフモニタリング実施計画書を作成の上、市に提出し、協議を行い承諾を得るものとする。

第3章 見積提案に関する事項

1 本見積実施スケジュール

本見積のスケジュールを次のとおり予定している。

表1 スケジュール

令和7年2月19日(水)	提出要項及び様式集(1)の公表開始
令和7年2月19日(水) ～2月28日(金)	<u>見積参加資格申請書に関する書類の提出</u>
令和7年3月3日(月)	見積参加資格確認結果の通知
見積参加資格確認結果の通知以降	見積要求水準書等(見積要求水準書、見積要求水準書添付資料及び様式集(2)をいう。以下同じ。)の配付
令和7年3月5日(水) ～3月6日(木)	現地見学会
令和7年3月7日(金) ～3月13日(木)	提出要項等の内容に関する質問の受付
令和7年3月25日(火)	提出要項等の内容に関する質問に対する回答
令和7年5月9日(金)	<u>見積提案書の提出</u>
令和7年5月下旬～6月中旬	見積提案書に係るヒアリングの実施

2 本見積の参加資格要件

以下に示す地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設(ボイラー・タービン式発電機付き全連続燃焼式焼却施設)のプラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を元請として2件以上有すること。

- ア 稼働年月 : 平成26年4月1日以降稼働
- イ 処理能力 : 70t/日以上
- ウ 処理方式 : ストーカー方式
- エ 事業方式 : DBO方式又はPFI方式

3 見積提案書等の提出に関する手続

(1) 提出要項及び様式集の公表

提出要項及び様式集を次のとおり公表する。

- ア 配付資料 : 提出要項、様式集(1)
- イ 配付日 : 令和7年2月19日(水)
- ウ 配付方法 : 市ホームページよりダウンロード

(2) 見積参加資格申請書に関する書類の提出

見積参加を希望する者は、次の要領で見積参加資格申請書に関する書類を提出すること。見積参加資格確認基準日は、令和7年2月19日(水)とする。

- ア 提出期限 : 令和7年2月19日(水)～2月28日(金)12時まで(南魚沼市の休日を定める条例(平成16年11月条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休

日」という。)を除く。)

※電子メールにより提出する場合は、後日、見積参加資格申請書の原本を持参又は郵送により提出すること。

- イ 提出方法 : 持参又は電子メールによるものとし、その他の方法は認めない。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。
- ウ 提出場所 : 「(9) 提出・問合せ先」参照
- エ 提出書類 : 「【別紙2】提出資料」参照。用紙サイズは、特に指定がある場合を除き、A4判縦置き横書き左綴じとし、提出資料一式をファイルに綴じて提出すること。電子メールにより提出する場合は、PDF形式により提出すること。
- オ 提出部数 : 1部

(3) 見積参加資格の確認

ア 見積参加資格確認結果の通知

市は、見積参加希望者より提出された見積参加資格申請書に関する書類に基づき、本見積の参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。

見積参加資格確認結果については、令和7年3月3日(月)までに各見積参加を希望する者に書面等により通知する。

イ 見積参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

見積参加資格がないと認められた者は、市に対しその理由について、次のとおり、書面(様式自由。ただし見積参加希望者の代表者印を要する。)により説明を求めることができる。

市は、説明を求められたときは、説明を求めた見積参加を希望する者に対して、令和7年3月14日(金)までに書面により回答する。

(ア) 提出期限 : 令和7年3月7日(金)17時まで

(イ) 提出方法 : 郵送又は持参によるものとし、その他の方法は認めない。

(ウ) 提出場所 : 「(9) 提出・問合せ先」参照

(4) 見積要求水準書等の配付

見積要求水準書等を次のとおり配付する。

- ア 配付資料 : 見積要求水準書、見積要求水準書添付資料、様式集(2)
- イ 配付日 : 見積参加資格確認結果の通知以降に見積参加資格が確認された見積参加者に対して配付するものとする。
- ウ 配付方法 : 「(9) 提出・問合せ先」にて配付する。当該資料の受け取りに際しては、「(9) 提出・問合せ先」に電話にて連絡し、事前予約を行うこと。

(5) 現地見学会

事業予定地の現地見学会を次のとおり開催する。

- ア 開催日 : 令和7年3月5日(水)～6日(木)
- イ 場所 : 新潟県南魚沼市島新田764地内
- ウ 見学方法 : 現地見学会への参加希望者は、「現地見学会参加申込書」(様式第4号-1)及び「現地見学会に係る誓約書」(様式第4号-2)に必要事項を記入のうえ、令和7年2月28日(金)12時までに、持参又は電子メールにより「(9) 提出・問合せ先」に提出すること。市は、現地見学会への参加希望者のうち見積参加資格が確認された見積参加者に対し、電子メールにより、現地見学会の日時を連絡する。申込みの状況によっては、市が日程の調整を行う場合がある。

なお、現地見学会は、1者あたり1時間程度を予定し、参加人数は10人程度

までとする。また、見学会当日、本事業及び本見積に関する質問は受け付けない。

(6) 提出要項等の内容に関する質問の受付及び回答

ア 提出要項等に関する質問の受付

見積参加者より提出要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間 : 令和7年3月7日(金)～3月13日(木)17時まで

(イ) 質問の方法:「様式集」様式第5号に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。電子メール以外(電話、ファックス、口頭等)による質問は受け付けない。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Excel」(Windows版、xlsx形式)とする。

(ウ) 提出先 : 「(9) 提出・問合せ先」参照。

イ 提出要項等に関する質問に対する回答の通知

提出要項等に関する質問に対する回答書を各見積参加者に電子メールにて通知する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。

(ア) 通知日 : 令和7年3月25日(火)

(イ) 通知方法 : 全ての見積参加者からの質問に対する回答を電子メールにて各見積参加者に通知する。

(7) 見積提案書の提出

見積参加者は、提出要項等の記載に従い、見積提案書を提出する。

ア 提出期限 : 令和7年5月9日(金)17時【必着】

イ 提出方法 : 郵送又は持参によるものとし、その他の方法は認めない。

ウ 提出先 : 「(9) 提出・問合せ先」参照。

エ 提出書類 : 提出書類は、「【別紙2】提出資料」のとおりとし、2部(正本1部、副本1部)を提出する。また、「【別紙2】提出資料」に示す書類のすべての電子データを納めたCD-R(書き込み不可)を2部提出すること。

見積提案書は、「様式集」等を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き、A4判縦置き横書き左綴じとし、提出書類一式をファイルで綴じるものとする(見やすさ等を考慮し、適宜分冊とすることは可とする。)

また、見積提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りでない。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Word」(Windows版、docx形式)、「Microsoft Excel」(Windows版、xlsx形式)とする(図面及びフロー等は、PDFによる提出も可とする。)

オ その他 : 市は、提出を受けた見積提案書の内容について、質問等があれば電子メールにて、見積参加者に対して質問を送付する。見積参加者は、市からの質問に対し、ヒアリングの実施前までに、電子メールにて「(9) 提出・問合せ先」へ回答を送付すること。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。

(8) 見積提案書に係るヒアリングの実施

見積参加者が提出した見積提案書について、ヒアリングを実施する。ヒアリングは、見積提案書の内容等について確認を行うものである。ヒアリングに要する時間は、1者90分(プレゼンテーション:20分、質疑応答:70分)程度を予定している。

なお、ヒアリングの実施に際しての詳細は別途各見積参加者に通知する。

ア 日程 : 令和7年5月下旬～6月中旬(予定)

イ 場所 : 南魚沼市役所会議室(予定)

(9) 提出・問合せ先

提出・問合せ先 南魚沼市 市民生活部 新ごみ処理施設整備室 新ごみ処理準備係
担当: 秋山、種村、舘野、吉澤

所在地 〒949-6407 新潟県南魚沼市島新田 764 番地

T E L 025-782-0263

電子メール gomishori-p@city.minamiuonuma.lg.jp

4 見積提案書提出に関する留意事項

(1) 費用負担

見積提案書等の作成に係る費用は、すべて見積参加者の負担とする。

(2) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

見積提案書等に使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号。その後の改正を含む。)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 著作権

見積参加者から提出要項等に基づき提出される書類の著作権は、見積参加者に帰属するが、法令等に基づき、見積参加者の承諾を得た上で公表する場合がある。この場合、提出要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(4) 見積提案書等の取扱い

提出された見積提案書等については、市の承諾無く、差し替え、書換え又は撤回をすることができない。また、理由の如何にかかわらず、返却しない。

(5) 市が提示する資料の取扱い

市が提示する資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用並びに第三者に開示してはならない。

(6) 見積参加者は、見積提案書の提出において、「【別紙2】提出資料」に示す資料を提出すること。様式第7号及び様式第10～13号の様式については、「公設公営方式」及び「DBO方式」の2事業方式に係る資料を提出すること。なお、「IV. 見積提案書に関する書類」に示す書類の全てを提出することを原則とし、一部の書類のみの提出による本見積への参加は認めない。

(7) 「公設公営方式」の見積に際しては、「【別紙3】単価表」を参考にすることとし、「DBO方式」の見積に際しては、独自の単価設定とする。なお、見積にあたり使用する価格は、令和7年4月末時点での調達価格を基準とすること。

(8) 本見積調査における本事業の設計・建設期間については、令和8年9月～令和13年3月の約4年6か月を標準とする。「【別紙2】提出資料」のうち、設計・建設業務関連の提出資料(様式第7～9号、各種図面や工事工程表)、運營業務関連の提出資料(様式10～14号)については、約4年6か月の設計・建設期間を前提とすること。

【別紙1】官民のリスク分担（案）

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		市	事業者	
共通	入札書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記により、市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	市の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等	○	
		事業者の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等 契約締結に係る議会の議決が得られず契約が結べない、契約締結の遅延等 ^{注1}	△	△
	計画変更リスク	市の指示 ^{注2} による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する市民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	本事業に直接関係する税制度の変更等	○	
		上記以外の税制度の変更等		○
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ ^{注3}	○	△	
	施設の供用開始後のインフレ、デフレ ^{注3}	○	△	
事故の発生リスク	設計・施工、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク（債務不履行リスク）	市の指示 ^{注2} 、市の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注4}	○	△	
設計段階	設計変更リスク	市の指示 ^{注2} 、提示条件の変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの 事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	○
建設着工遅延	市の指示 ^{注2} 、提示条件の変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	
建設段階	工事費増大リスク	市の指示 ^{注2} 、提示条件の変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	市の指示 ^{注2} 、提示条件の変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○	
性能リスク	要求水準の未達（施工不良を含む）		○	

○主分担、△従分担

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		市	事業者	
運営段階	処理対象物の質の変動リスク	処理対象物の質に起因するもの ^{注5} （計画ごみ質の範囲内）		○
	処理対象物の量の変動リスク	処理対象物の量の変動に起因するもの ^{注6} （処理能力の範囲内）		○
	性能リスク	要求水準の未達		○
	搬入不適物の混入リスク	事業者が善良な管理者の注意義務を果たしておらず、搬入不適物が混入したことにより生じた損害 ^{注7}		○
	運営費増大リスク	市の指示 ^{注2} による運営・維持管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力、物価変動による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大		○
	売電収入変動リスク	電力会社の単価変更による売電収入の変動	○	
事業者の事由による売電収入の変動			○	
施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	

○主分担、△従分担

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 事業者の債務不履行、要求水準の未達等、事業者の責に帰すべき場合の市の指示は除く。

注3) 物価変動については、一定程度（設計・施工業務に関しては、公共工事標準請負契約約款（国交省）に基づく対応、運営業務に関しては±1.5%を想定。）までの変動は事業者の負担であり、それ以上は市が負担する。

注4) 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度（当該年度における運営業務委託料の±1.0%を想定。）までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

注5) 処理対象物の質の変動については、計画ごみ質の範囲外は市の負担とする。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議による。

注6) 処理対象物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応することとする。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議による。

注7) ただし、事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしたことを確認できた場合は、市の負担とする。

※本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に各契約書（案）等において示す。

【別紙2】提出資料

見積参加者は、次の図書等を提出すること。なお、様式が指定されている場合は、これに従うものとし、特に規定がない場合は、任意様式とする。

I. 見積参加資格申請書に関する書類

- (1) 参加表明書 (様式第1号)
- (2) 見積参加資格確認申請書 (様式第2号)
- (3) 建設実績 (様式第3号)

II. 現地見学会に関する書類

- (1) 現地見学会参加申込書 (様式第4号-1)
- (2) 現地見学会に係る誓約書 (様式第4号-2)

III. 提出要項等に関する質問に関する書類

- (1) 見積提案書提出要項等に関する質問書 (様式第5号)

IV. 見積提案書に関する書類

- (1) 見積提案書提出書 (様式第6号)
- (2) 設計・建設業務関連
 - ① 建設費交付対象内外内訳表 (様式第7号)
 - ② 解体工事内訳書 (様式第8号)
 - ③ エネルギー回収型廃棄物処理施設
 - ア) 設計基本数値 (計算書及び図面)

下記 a)～c) の項目に関しては、低質ごみ、基準ごみ及び高質ごみに対してそれぞれ明記すること。

- a) 物質収支
- b) 熱収支 (蒸気系統収支、エネルギー収支：熱精算図)
- c) 用役収支
 - ・電力：設備動力 (プラント、建築設備、照明設備等)、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。
 - ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
 - ・燃料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
 - ・薬品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。
 - ・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

- イ) 見積要求水準書に対する設計数値表 (様式第9号)

④ 図面 (エネルギー回収型廃棄物処理施設) 【A3判】

- ア) 全体配置図及び動線計画図 (現施設跡地利用分含む)
- イ) 各階機器配置図
- ウ) 機器配置断面図 (縦断、横断図)
- エ) フローシート

- ・対象廃棄物及びその生成物、副産物
- ・上水道、井水、雨水、再利用水、冷却水
- ・排水 (ごみピット排水、プラント排水、生活排水等)

- ・ボイラー給水、蒸気、復水、純水
- ・余熱利用
- ・燃料
- ・油圧及び圧縮空気
- ・脱臭、消臭

ハ) 電気設備主回路単線系統図

カ) 建築図（各階平面図【各階機器配置図と兼ねることを可とする】、立面図）

キ) 建築面積表（各階床面積、各室床面積を明記のこと）

ク) 地下解体工事ステップ図（本体工事との整合をとること）

④ 工事工程表【A3判】

(3) 運營業務関連

- | | |
|----------------|------------|
| ① 運営費 | (様式第 10 号) |
| ② 余剰電力売却益の根拠資料 | (様式第 11 号) |
| ③ 運営人員体制 | (様式第 12 号) |
| ④ 運転人員 | (様式第 13 号) |
| ⑤ 収益率 | (様式第 14 号) |

(4) その他調査

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| ① 設計・建設期間に関する提案（必要に応じて提出） | (様式第 15 号) |
| ② 本事業への意見・要望事項 | (様式第 16 号) |
| ③ その他確認事項 | (様式第 17 号) |
| ④ 接続検討用資料 | (様式第 18 号（接続検討申込書（高圧）） |

【別紙3】単価表

独自の購入ルートの有無にかかわらず、公設公営方式の場合は下記の単価を用いること。

下記の項目以外の薬品・資材等を用いる場合は、その項目と単価を追記した単価表を提出すること。ただし、薬品の濃度が異なる場合は、下記の濃度に換算して下記の単価を用いること。

項目		単価	項目	単価		
一般	年間物価上昇率	0 %	純水設備用薬品	塩酸 (35%)	45.0 円/kg	
	年間人件費上昇率	0 %		苛性ソーダ	51.0 円/kg	
	人件費 (社会保険料等事業者負担分を含む)	770万円/年/人		陽イオン交換樹脂	1,270.0 円/L	
電気	電気料金	東北電力HP参照		陰イオン交換樹脂	3,280.0 円/L	
	売電単価 (FIT分)	円/kWh		亜硫酸ソーダ	360.0 円/kg	
	売電単価 (非FIT分)	円/kWh		純水装置用活性炭	780.0 円/kg	
上下水	上水	南魚沼市HP参照	給排水処理用薬品	機器冷却用薬剤	1,850.0 円/kg	
	下水	南魚沼市HP参照		塩酸 (35%)	45.0 円/kg	
補助燃料等	灯油 (ローリー)	93.0 円/L		液体キレート	1,790.0 円/kg	
	軽油 (ローリー)	123.0 円/L		硫酸バンド (8%)	35.0 円/kg	
	A重油 (ローリー)	91.5 円/L		苛性ソーダ (固形97%換算)	95.0 円/kg	
	LPG (業務用)	210.0 円/kg		次亜塩素酸ソーダ (4%)	39.0 円/kg	
				亜硫酸ソーダ	360.0 円/kg	
				塩化第二鉄 (38%)	46.0 円/kg	
排ガス処理装置用薬品	消石灰 (粉末)	35.0 円/kg		処飛灰	PAC (無機系凝集剤)	52.0 円/kg
	高反応消石灰	88.0 円/kg			高分子凝集剤	600.0 円/kg
	活性炭 (粉末)	780.0 円/kg			排水処理用ろ剤	240.0 円/L
	尿素水 (40%)	140.0 円/kg			排水処理用活性炭	780.0 円/kg
	アンモニア水 (25%)	70.0 円/kg			消泡剤	750.0 円/kg
	特殊反応助剤	112.0 円/kg			油脂類	重金属固定剤
	脱塩剤	127.0 円/kg	油圧作動油			380.0 円/L
	Na系反応剤	76.0 円/kg	潤滑油			310.0 円/L
ボイラ設備用薬品	清缶剤	1,140.0 円/kg	その他	グリース	670.0 円/kg	
	脱酸剤	1,720.0 円/kg		脱臭用活性炭	780.0 円/kg	
	保缶剤	900.0 円/kg		防臭剤	1,000.0 円/L	
	復水処理剤	1,480.0 円/kg		防虫剤	9,800.0 円/L	